

# 自動車運送事業手続きのオンライン申請をご利用ください!

# バス・トラック・タクシー等事業者の皆様は、 オフィスや自宅のパソコンからe-Govで、各種手続きの オンライン申請が行えるようになりました

書面で提出していた自動車運送事業関連手続きの「申請書」や「届出書」が 自社のパソコンからインターネットを通じて提出することができます。

# オンライン申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能



✓ 行政機関までの移動が不要



- ✓ パソコンで申請後の状況を確認 🖵
- ✓ パソコンで公文書取得が可能













(本省、地方運輸局、運輸支局)

#### ■オンライン申請の場合



- 申請者
- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 本省・地方運輸支局までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の 取得がパソコンにて可能



(本省、地方運輸局、運輸支局)

# オンライン申請の利用対象となる手続き(概要)

#### 自動車運送事業のオンライン申請対象手続き(例)

貨物自動車運送事業の許可等

整備管理者の選任届出等

適正化事業実施機関の届出等

旅客自動車運送事業の許可等

運行管理者の選任届出等

タクシー運転者登録実施機関の届出

自家用有償旅客運送の登録等

事故報告書の提出等

適性診断実施機関の認定申請等

## 令和7年9月より先行運用を経て、段階的な利用開始を予定



<u>オンライン申請の対象手続きの詳細</u>は、こちらのサイトをご参照ください。

■国土交通省HP 物流・自動車局サイト「オンライン申請対象手続き一覧」 URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk3 000132.html





# オンライン申請利用の流れ(概要)

### e-Gov電子申請サービス

パソコンの環境設定

申請書/届出書、 添付資料等の作成

申請書/届出書添付 資料等の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、Java実行環境(Java Runtime Environment)及びe-Gov電子申請プログラムの インストール作業が必要となります。インストール手順等について はe-Govサイトをご参照ください。

ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、 手続き検索機能を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、 画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロード します(申請様式と添付書類の作成)。なお、スマートフォンからは 申請・届出はできませんので、ご留意ください。

作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行っ た上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

オンライン申請利用準備、操作方法の詳細につきましては、以下のHPサイト内「オンライン 申請業務マニュアル」を作成・掲載していますので、そちらをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk3 000132.html



## 関連リンク

#### e-Gov電子申請サービスサイト

手続共通のオンライン申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: http://www.e-gov.go.jp/

国土交通省 自動車運送事業情報サイト

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html

自動車運送事業関連の関連法令・通達等を



#### 国土交通省 物流・自動車局オンライン申請サイト

自動車運送事業関連手続に関するオンライ ン申請利用方法やツールを掲載するサイト

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk3 000132.html



#### 国土交通省 e-Gov総合サイト

国土交诵省のe-Gov電子申請サイトです。 URL:

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei jo uhouka fr2 000002.html



## お問い合わせ先

#### パソコンの環境設定・電子申請システムの手 順・不具合等に関する問い合わせ先

e-Gov電子政府利用支援センター

050-3786-2225

掲載しているサイトです。

対応時間:平日:9:00~19:00、土日祝日:9:00~17:00

(8月~3月の平日・土日祝日は、9:00~17:00)

#### 各手続きの申請書/届出書、添付資料 に関する問い合わせ先

申請者様の所在する地域を管轄する運輸局、運輸支 局等へご連絡ください。

問い合わせ先の詳細は、右の 二次元コードのHPサイト内 「業務面運輸支局問合窓口一覧表」を ご確認ください。



#### 本資料の内容に関する問い合わせ先